黒部駅西側出口整備等利便性向上基本構想（案）

（黒部駅周辺地区バリアフリー基本構想）

令和7年3月

黒　部　市

目 次 (1/2)

第１章 策定の目的及び位置付け 1

1-1.策定の目的等 1

1-2.基本構想の計画期間 1

1-3.基本構想の位置付け 2

第２章 黒部市及び黒部駅周辺の概況 3

2-1.黒部市の概況 3

2-1-1.位置及び地勢 3

2-1-2.人口 5

2-1-3.障がい者人口 7

2-2.黒部駅周辺の概況 8

2-2-1.黒部駅周辺の概要 8

2-2-2.公共交通 9

2-3.上位関連計画 12

第３章 重点整備地区等の設定 14

3-1.重点整備地区等の設定要件 14

3-1-1.重点整備地区の設定要件 14

3-1-2.生活関連施設の設定要件 17

3-1-3.生活関連経路の設定要件 18

3-2.重点整備地区等の設定 19

第４章 重点整備地区におけるバリアフリー化の現状と課題 20

4-1.まち歩き点検の目的・概要 20

4-2. バリアフリー化の課題 21

第５章 移動等円滑化に関する基本的な方針 23

5-1.基本方針 23

目 次 (2/2)

第６章 実施すべき特定事業及びその他の事業 24
6-1.特定事業について 24
6-2.本基本構想における特定事業及びその他の事業 25
6-2-1.公共交通特定事業 25
6-2-2.その他の事業（駅前広場） 26
6-2-3.道路特定事業 27
6-2-4.教育啓発特定事業 28
6-3.その他移動等円滑化のために必要な事項 28

第７章 基本構想の推進及び進捗管理 29
7-1.基本構想の推進及び進捗管理を行う体制の構築 29
7-2.段階的な改善に向けた継続的取組 29

用語解説 30
本文中の米印（※）が付された用語は、用語解説で定義を記載しております。

第1章　策定の目的及び位置付け

１-１.策定の目的等

本市の旅客施設で最も利用者が多い黒部駅の周辺地区について、国道８号バイパスの開通、道の駅ＫＯＫＯくろべの開業により黒部駅西側の土地利用が活性化され、黒部駅の利便性に対する住民の意識が高まってきていることから、これを機に、黒部駅西側の土地利用に合わせて、黒部駅の利便性向上やバリアフリー化を図るために基本構想を策定します。

なお、基本構想は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成する計画のことです。基本構想を推進するため、策定後から、各事業者が特定事業計画を作成し事業を実施します。また、基本構想に基づき具体的に事業（エレベーターやバリアフリートイレの設置等）を進め、それに合わせて地方債特例や補助金等の優遇を受けることができるといった効果があります。

「黒部市都市計画マスタープラン※」では、安全で快適な生活環境・都市環境等を形成するための方針の一つとしてバリアフリー※化の推進を掲げており、市民や観光客が多く集まる公共施設やその他アクセス道路の歩道、鉄道駅、主要なバス停及びその周辺において、積極的なバリアフリー化を推進するとともに、市民が様々な違いを超えて互いに助け合い連携していく心のバリアフリー※化も進め、誰もがやさしくなれるまちづくりを目指しています。

また、誰もが住み慣れた地域で自分らしく、心豊かに暮らし続けられるよう、「第４次黒部市地域福祉計画※」、「黒部市高齢者福祉計画※」、「黒部市障がい者計画※」を策定する等、積極的に福祉のまちづくりに取り組んでいます。

国においては、平成 30 年の「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律※（平成 18 年)」（以下「バリアフリー法」という。）の一部改正において、市町村は、国が定める移動等円滑化の促進に関する基本方針※に基づき、バリアフリー基本構想※（以下「基本構想」という。）を作成するよう努めるものとされています。

１-２.基本構想の計画期間

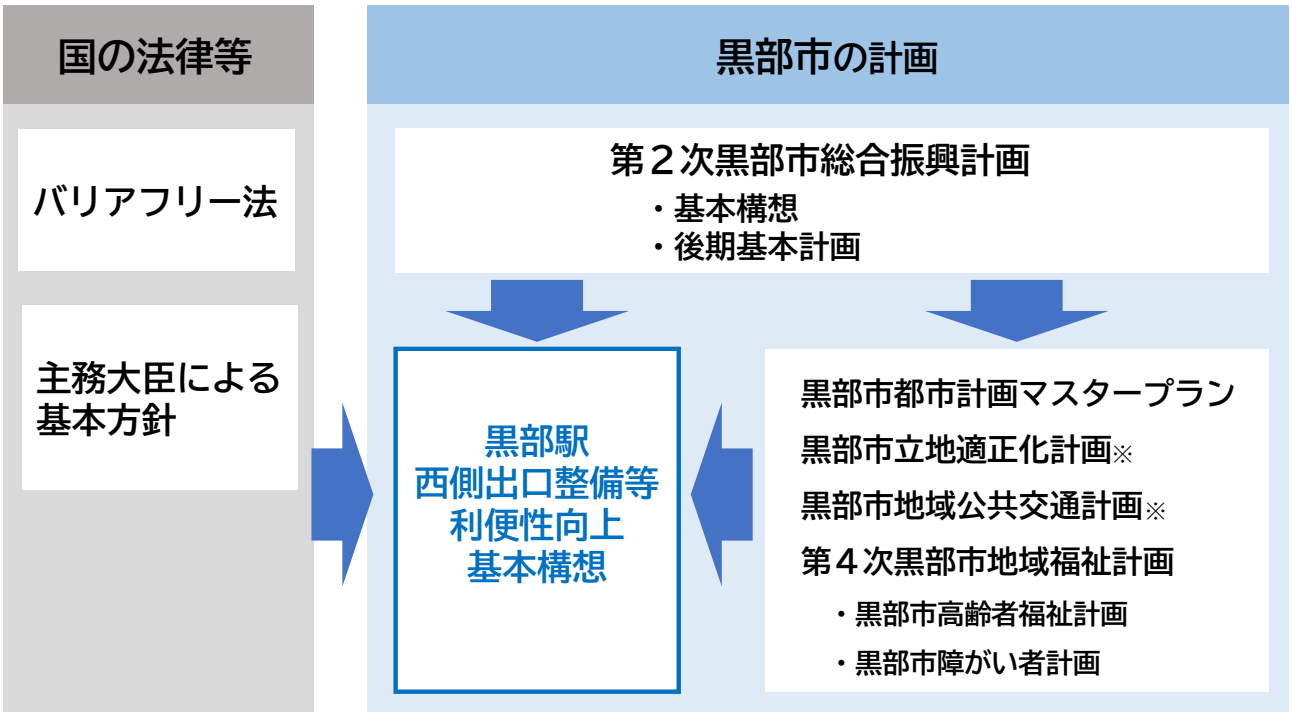
基本構想の計画期間は、以下のとおりとします。

令和７年度から令和 16 年度までの 10 年間

１-３.基本構想の位置付け

本基本構想は、「バリアフリー法」及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づくとともに、「第２次黒部市総合振興計画後期基本計画※」や「黒部市都市計画マスタープラン」等の上位関連計画との整合を図り、策定するものです。

〈基本構想の位置付け〉



第2章　黒部市及び黒部駅周辺の概況

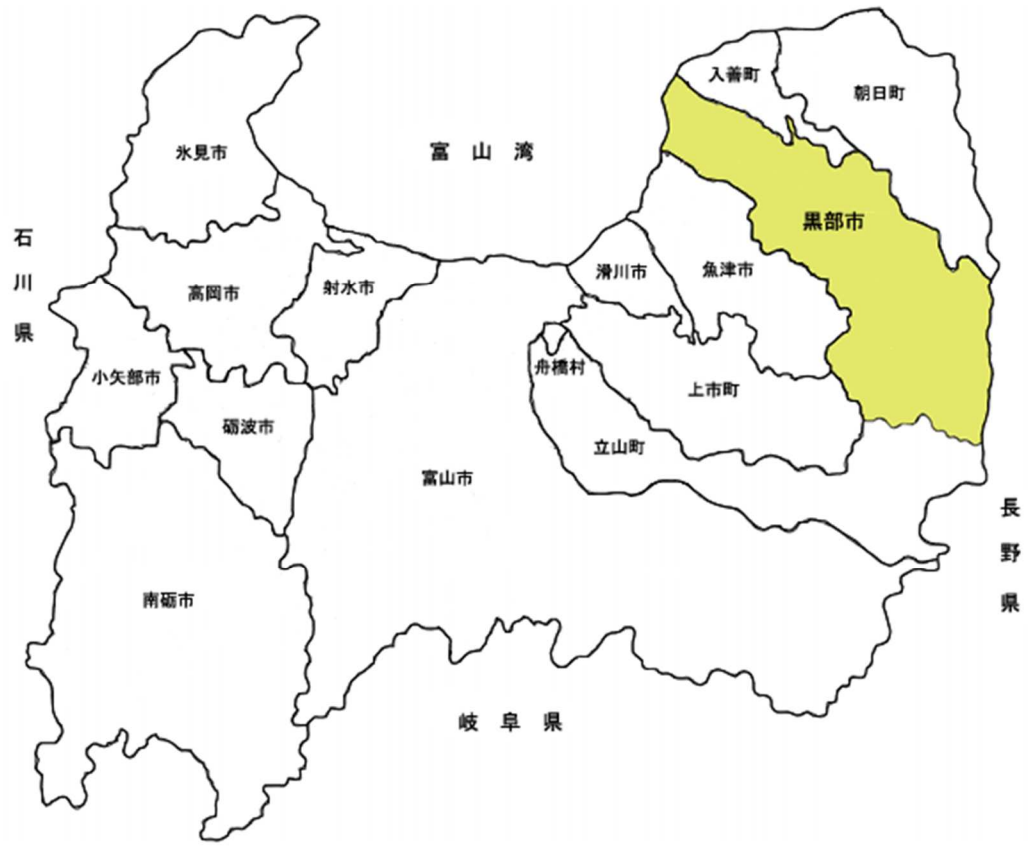
2-1.黒部市の概況

2-1-1.位置及び地勢

本市は、富山県北東部に位置し、北から東は入善町・朝日町・長野県、西から南は魚津市・上市町・立山町に接しており、北西部において富山湾に面しています。面積は 427.96ｋｍ^{2}で、富山県の約 10%を占めています。

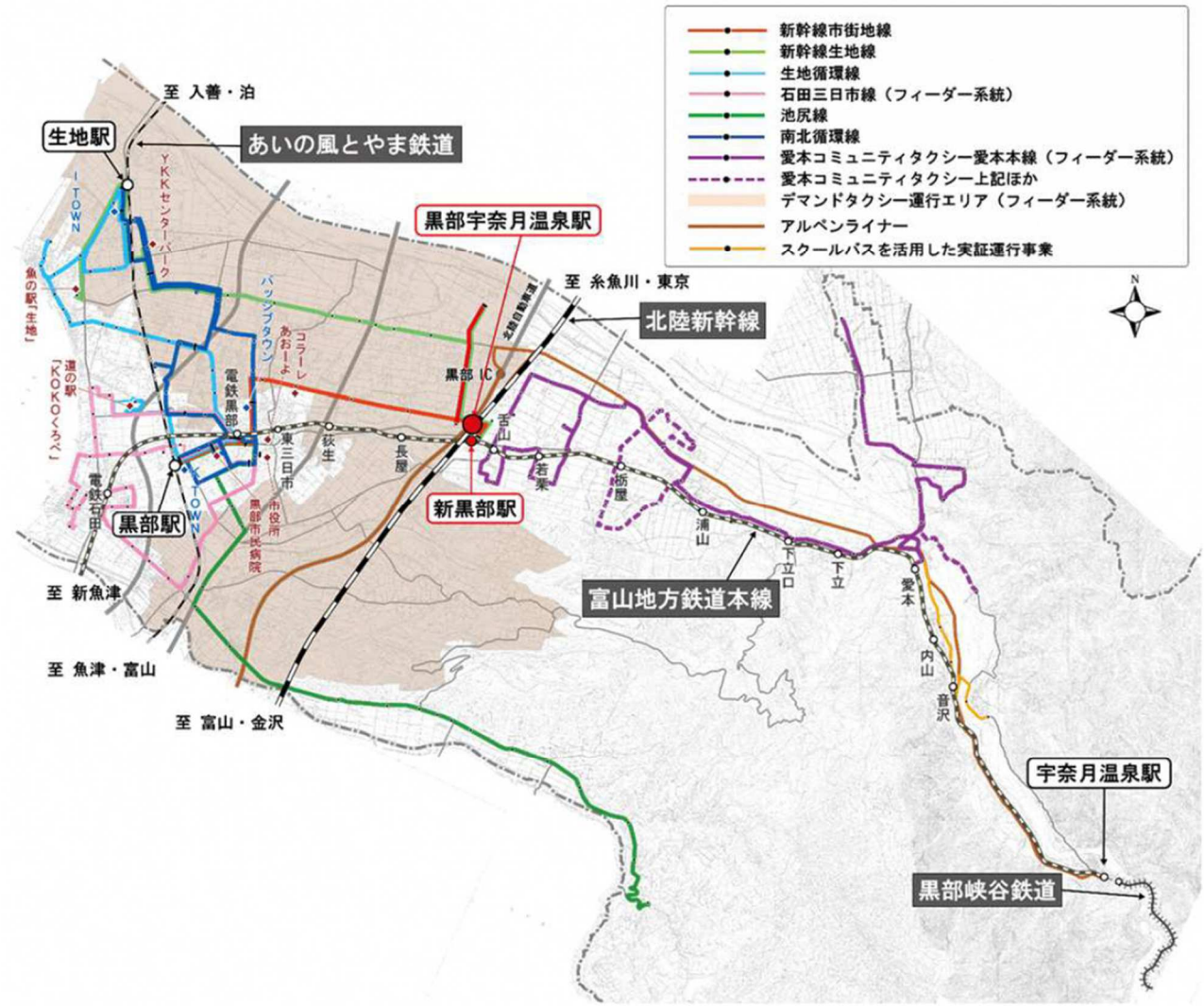
地形は、北アルプスから富山湾まで約 3,000mの標高差があり、高山帯から低山帯、さらに黒部川の広大な扇状地、富山湾沿岸部など、変化に富んでいます。

年間平均気温は平野部で 14℃、年間降水量は平野部で 2,277mm、山岳部で 4,000mm以上と、我が国屈指の多雨多雪地帯であり、積雪地域に属しています。



出典：黒部市「第２次黒部市総合振興計画」

交通網は、広域交通軸として南北に縦断する北陸新幹線、地域交通軸として海岸部付近を南北に縦断する「あいの風とやま鉄道（市内２駅）」、市域を東西に横断する「富山地方鉄道本線（市内 16 駅）」が骨格となっているほか、路線バス（６路線）、コミュニティタクシー、デマンドタクシーなどの公共交通網や、北陸自動車道や国道８号等の道路網を有しています。



出典：黒部市「黒部市地域公共交通計画」

2-1-2.人口

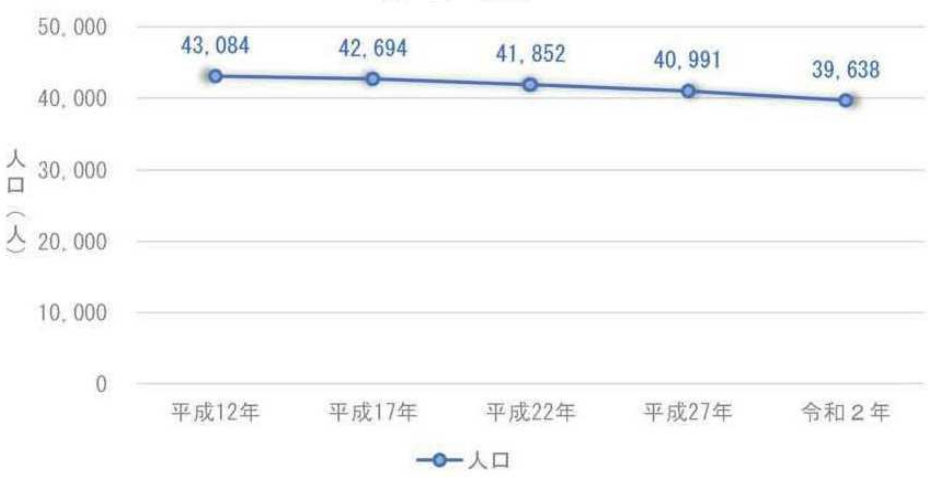
①人口の推移

本市の人口は、平成 12 年（2000 年）以降、減少傾向を示しており、令和２年（2020 年)では、39,638 人となっています。

まち・ひと・しごと創生 黒部市人口ビジョン（令和２年度改訂版）では、国立社会保障・人口問題研究所の令和元年度データを用いた推計において、令和 42 年（2060 年）には、27,802 人となり、平成 22 年（2010 年）の約７割まで減少すると予測しています。

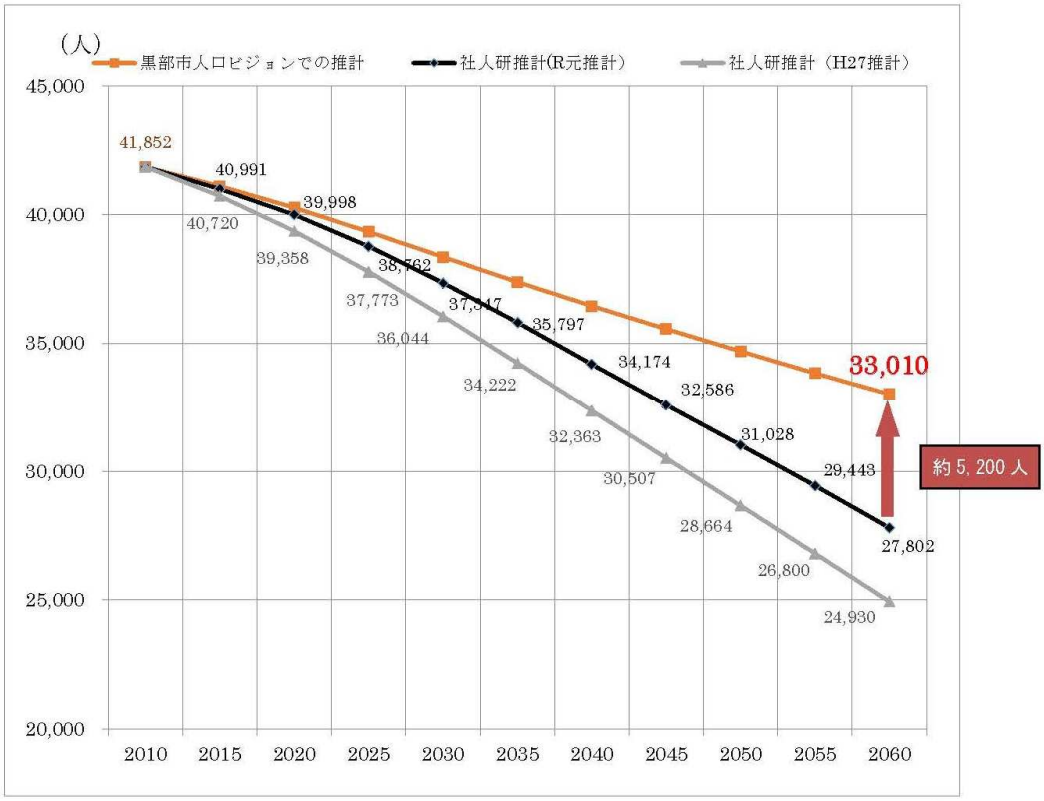
そのため、本市では、出生率の向上に向けた取組や企業誘致をはじめ、本市の魅力を最大限に生かした移住・定住施策などの各種施策・事業の推進により、令和 42 年（2060 年）の目標人口を 33,000 人と設定しています。

〈人口の推移〉



出典：国勢調査（平成 12 年～令和２年）

〈将来人口の推計〉



出典：まち・ひと・しごと創生 黒部市人口ビジョン（令和２年改訂版）

②年齢３区分別の推移

国勢調査の年齢３区分別人口によれば、平成 12 年（2000 年）以降、年少人口（０～14 歳）の減少、老年人口（65 歳以上）の増加による少子高齢化が進行しているとともに、働き手である生産年齢人口（15～64 歳）の減少も顕著となっています。

高齢化率（65 歳以上の人口が占める割合）は、平成 12 年（2000 年）で 21.6%であったのが令和 2 年（2020 年）で 32.2%と増加しており、３人に 1 人が 65 歳以上となっています。

〈年齢３区分別人口の推移〉



出典：国勢調査（平成 12 年～令和２年）

他方、「まち・ひと・しごと創生 黒部市人口ビジョン（令和２年改訂版）」によれば、年少人口（０～14 歳）は、令和 12 年（2030 年）まで減少が続きますが、以降は、若干の増加に転じた後、ほぼ横ばいで推移すると見込まれています。

また、生産年齢人口（15～64 歳）においても、減少が続きますが、令和 27 年（2045 年）以降は下げ止まり、その後は、ほぼ横ばいで推移すると見込まれています。

老年人口（65 歳以上）については、令和２年（2020 年）まで増加した後、令和 22 年（2040 年）までは、ほぼ横ばいで推移し、以降は、減少すると見込まれています。

〈年齢３区分別人口の推計〉



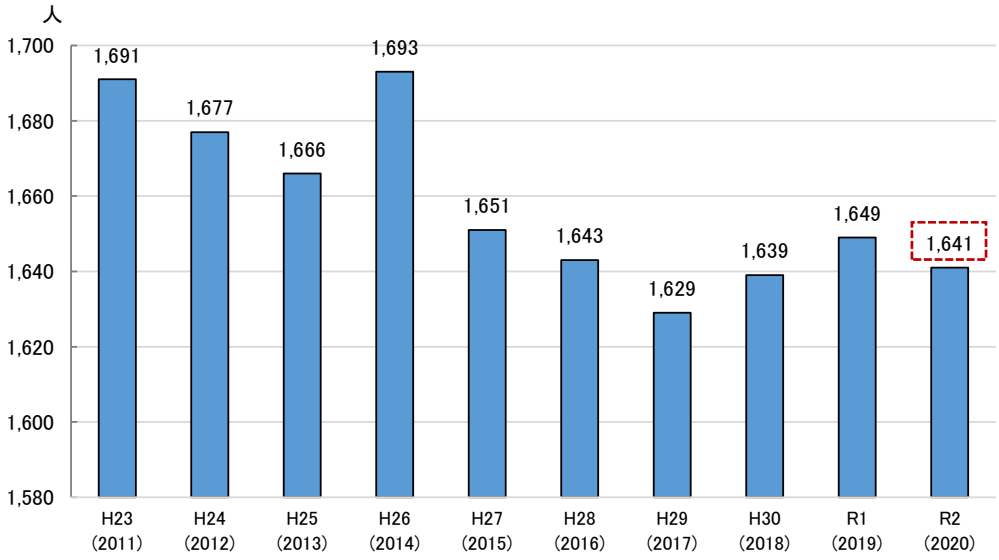
出典：まち・ひと・しごと創生 黒部市人口ビジョン（令和２年改訂版）

2-1-3.障がい者人口

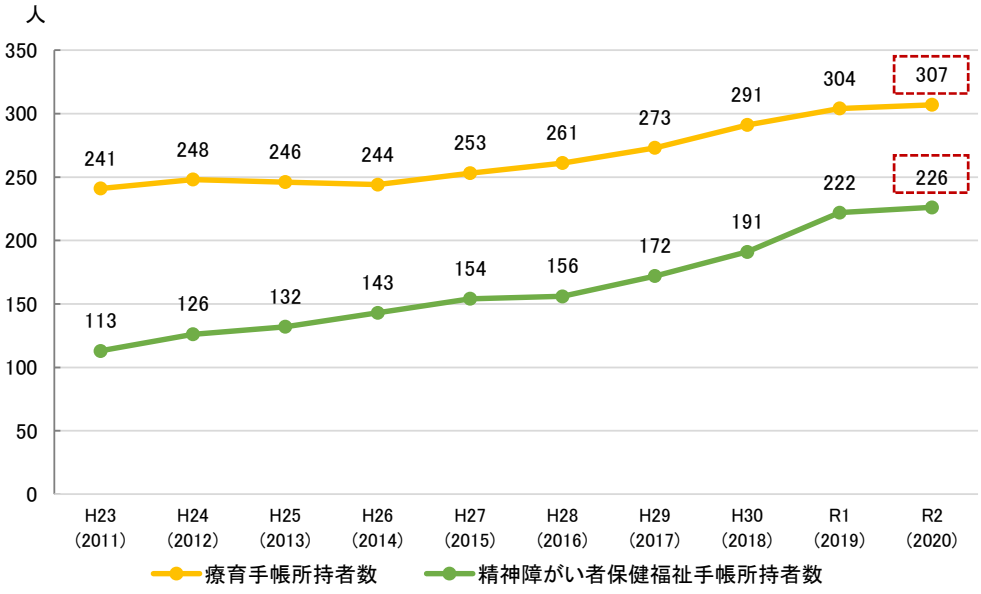
令和２年（2020 年）の時点で、身体障がい者手帳所持者数は 1,641 人、療育手帳所持者数は 307 人、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は 226 人となっています。

身体障がい者手帳所持者数は減少傾向ですが、療育手帳所持者数及び精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加傾向です。

〈身体障がい者手帳所持者数の推移〉



〈療育手帳所持者数・精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移〉



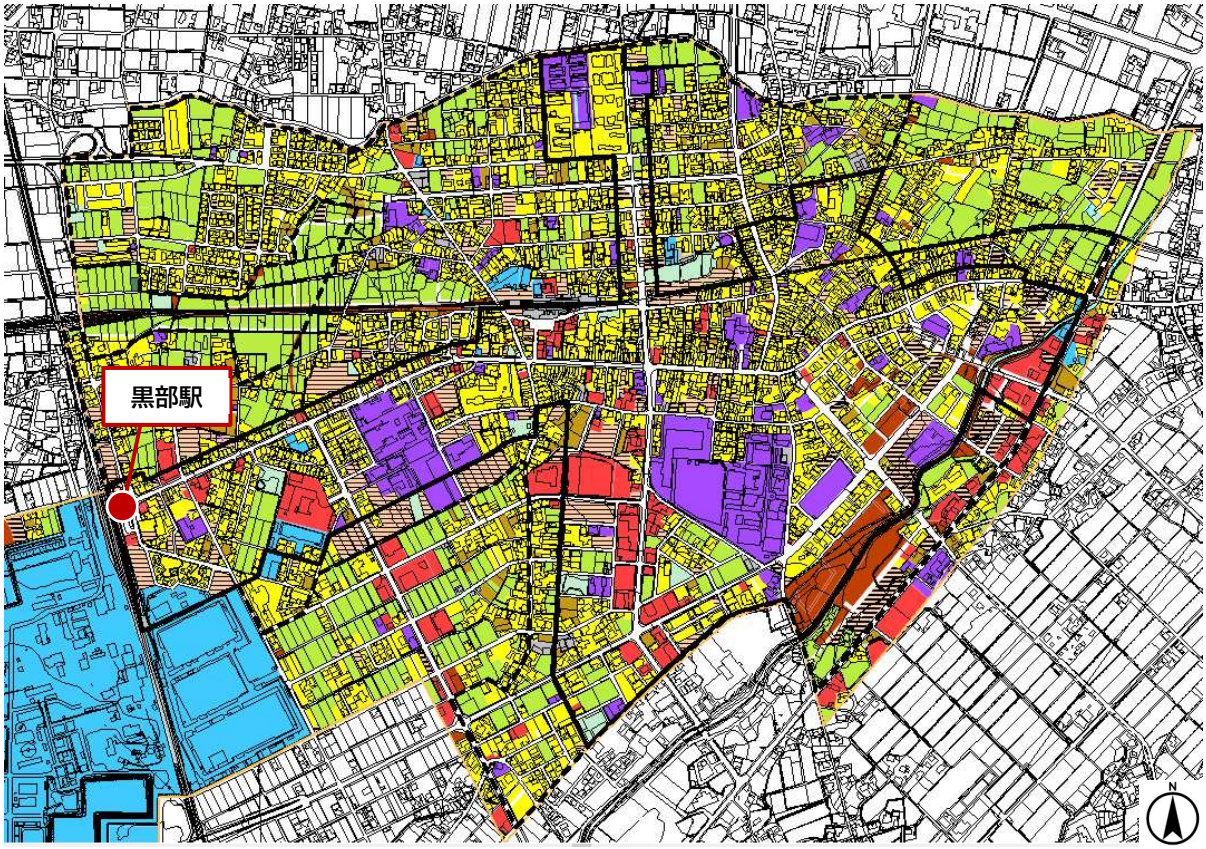
出典：黒部市「黒部市障がい者計画（令和３年度～令和７年度）」

2-2.黒部駅周辺の概況

2-2-1.黒部駅周辺の概要

黒部駅は、本市の中心市街地に位置しています。改札口のある駅東側に住宅を中心とした市街地が形成されているほか、駅西側は工業用地が広がっています。

〈土地利用現況図　用途地域（三日市）〉



C0302土地利用
田
畑
山林
水面
その他の自然地
住宅用地
商業用地
工業用地
農林漁業施設用地
公益施設用地
道路用地
交通施設用地
公共用地
その他の公的施設用地
その他の空地(平面駐車場)
その他の空地(改変工事中の土地)
その他の空地(未利用地)
その他の空地(大規模な利用　ゴルフ場など)

空家2500
空家

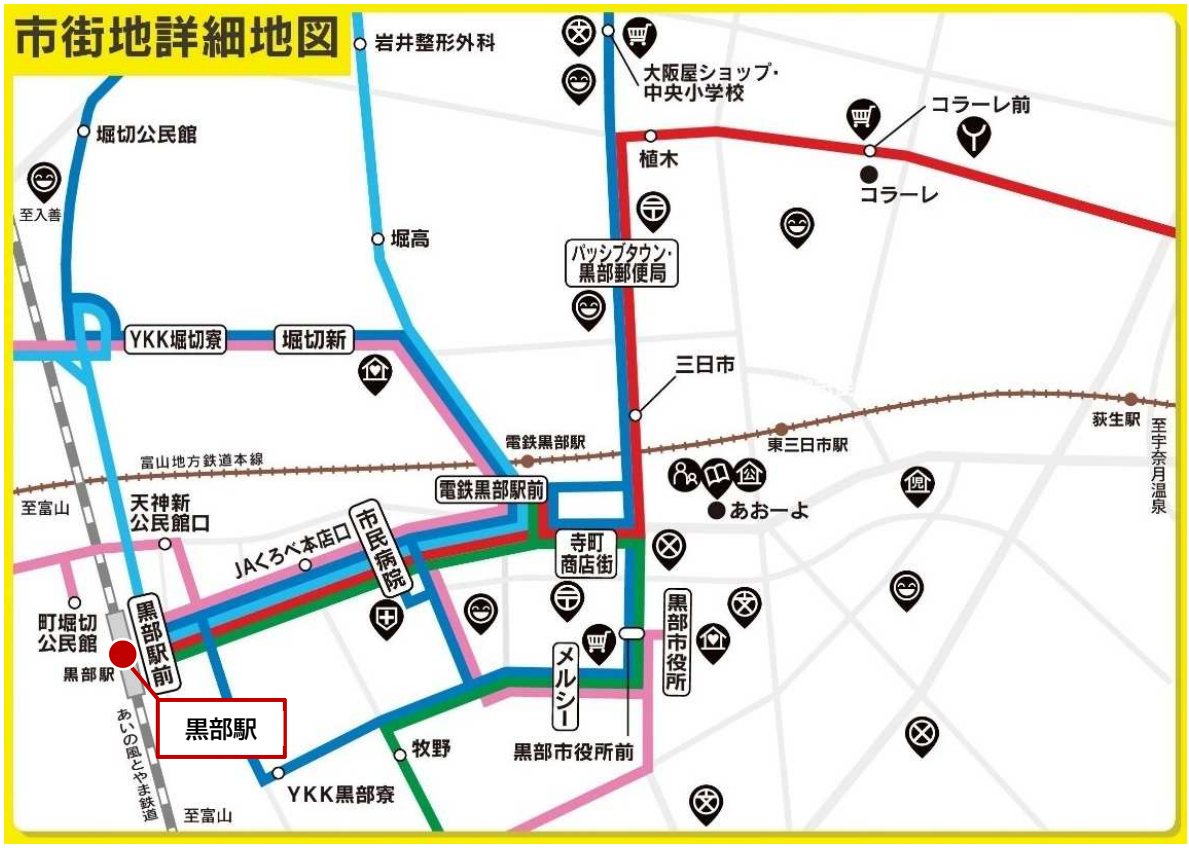
：都市機能誘導区域
：居住誘導区域

出典：黒部市「Ｒ５都市計画基礎調査報告書」

2-2-2.公共交通

黒部駅はあいの風とやま鉄道や路線バス（５路線）のほか、デマンドタクシーといった公共交通が結節しており、市内及び県内等の広域の移動を担う交通拠点となっています。

〈黒部駅周辺の公共交通網〉



〈凡例〉

鉄道

- あいの風とやま鉄道
- 富山地方鉄道本線

路線バス（５路線）

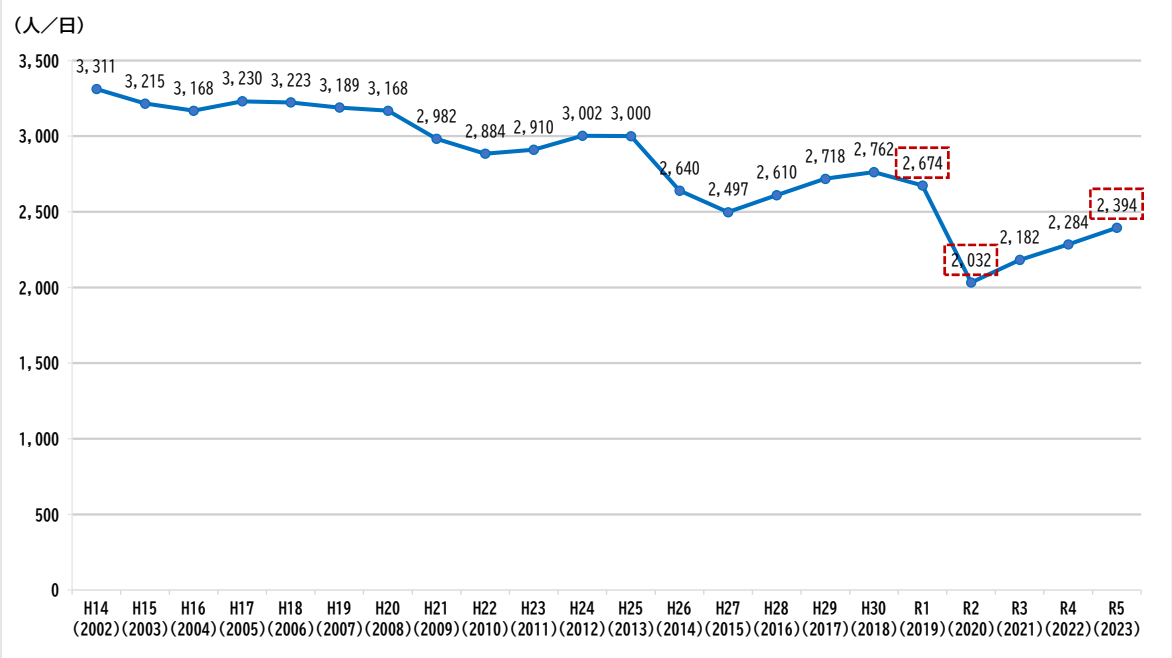
- 新幹線市街地線
- 生地循環線
- 石田三日市線
- 池尻線
- 南北循環線

出典：黒部市公共交通マップ 2024 市街地詳細地図

①黒部駅

黒部駅の１日平均乗降客数は、長期的には減少傾向であり、新型コロナウイルス感染症の影響によって、令和元年（2019 年）以前の実績から大きく減少しています。その後は増加傾向にありますが、令和５年（2023 年）の乗降客数は 2,394 人/日と、依然として令和元年（2019 年）の乗降客数 2,674 人／日を下回っています。

〈黒部駅の１日当たり乗降客数の推移〉

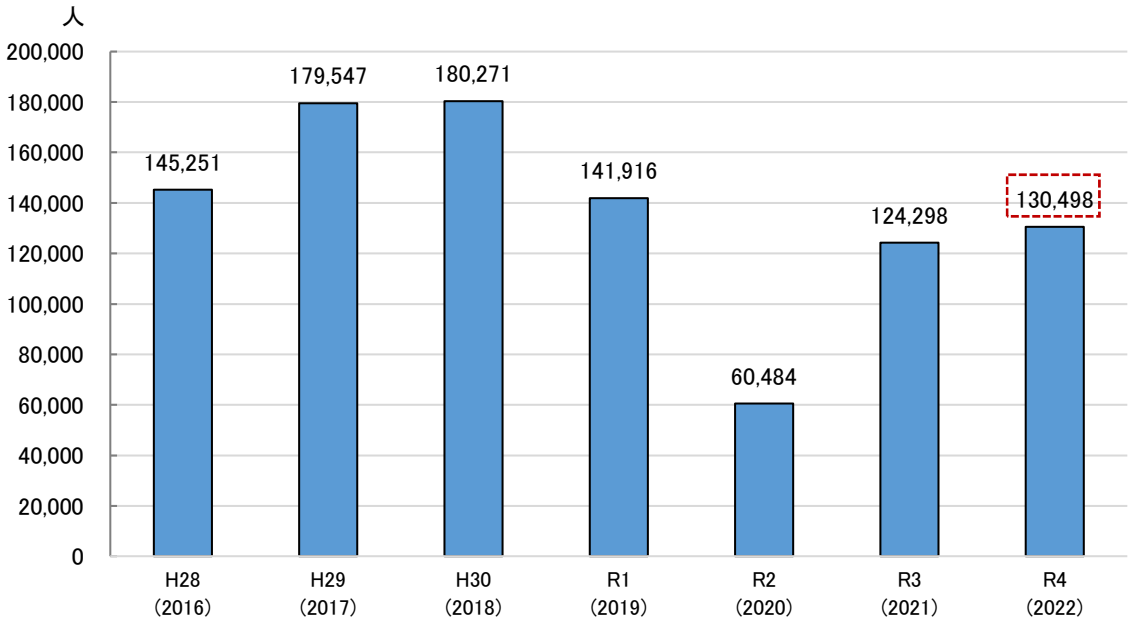


出典：第 42 回黒部市公共交通戦略推進会議　報告資料

②路線バス

黒部駅には、新幹線市街地線、生地循環線、石田三日市線、池尻線及び南北循環線の５路線が接続しています。令和２年（2020 年）の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響によって、令和元年（2019 年）以前の実績から大きく減少しています。その後は増加傾向にありますが、令和４年（2022 年）の利用者数は 130,498 人/年と、依然として令和元年（2019 年）の利用者数 141,916 人／年を下回っています。

〈黒部駅を経由する路線バス（５路線）の年間利用者数〉



出典：黒部市「黒部市地域公共交通計画（令和６年度）」

２-３.上位関連計画

本基本構想は上位関連計画との整合を重視して、バリアフリー化の推進を図ります。以下に本市の主な上位関連計画のバリアフリー化に係る概要を示します。

※括弧内は計画の策定年次を示す

①第２次黒部市総合振興計画（基本構想（平成 29 年９月）、後期基本計画（令和６年 12 月））

〈第２節第２部　まちづくりの基本方針〉

〇基本方針３：都市基盤の充実した住みやすいまちづくり

道路網の整備を進めるとともに、北陸新幹線やあいの風とやま鉄道、富山地方鉄道の鉄道網とコミュニティバス等による地域交通ネットワークの利便性向上と利用促進を積極的に進め、子どもから高齢者まで安全で不自由なく市内を移動できるまちづくりを進めます。

〇基本方針４：健やかで笑顔あふれる、ぬくもりのあるまちづくり

子ども、高齢者、障がい者など、すべての人々が健康で自立し、生きがいを持って暮らしていくためには、健康意識の高揚と医療体制、各種福祉の充実が必要です。そのため、市民自らが生涯にわたって健康づくりに取り組める仕組みづくりとさらなる予防対策を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

②黒部市都市計画マスタープラン（見直し中（令和６年度時点））

〈第４章　都市の将来目標〉

〇安全で安心して暮らせるまちづくり

交通安全の確保、公共公益施設のバリアフリー化などを推進し、安全で安心して暮らし続けることができるまちの実現に努めます。

〈第５章　都市の整備方針〉

〇中心市街地

商業、医療、文化、教育、行政などが集積している三日市地区とその周辺を「中心市街地」と位置付け、コンパクトなまちづくりの観点から、市街地の拡大を抑制し、中心市街地での公共交通の充実を図り、まちなか居住や都市機能の集積・充実を促進します。～中略～ このほか、黒部駅の利便性向上を図るために必要な施設整備を計画するとともに、駅西側をはじめとした駅周辺においては、適切な土地利用の推進に努めます。

〇安全・安心な地域の創出

高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安全・安心で快適に暮らし、社会のあらゆる分野の活動に参加できる環境を創出するため、市民や観光客などが多く集まる公共施設やそのアクセス道路の歩道、鉄道駅、主要なバス停及びその周辺において、積極的なバリアフリー化を推進します。

〈第６章　地域別構想〉

〇中心市街地

・地域の将来像

三日市地区を核とする中心市街地については、「黒部市立地適正化計画」に基づくコンパクトなまちづくりに向けて、商業、医療、文化、行政などの都市機能の充実を図ります。

・まちづくりの方針

本市の中心としてふさわしく、こどもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる環境を実現するため、歩行者の安全確保、市民病院の機能拡充による地域医療体制の充実、市民や観光客などが多く集まる施設のバリアフリー化を重点的に進めます。

③黒部市立地適正化計画※（令和６年３月）

〈第３章　立地適正化計画の基本方針〉

道路、鉄道、上下水道、通信網等のインフラが整備され、商業、医療、福祉、教育、行政等の都市機能が集積し、中心市街地内での移動の利便性が図られるとともに、充実した都市サービスが受けられ、快適な居住環境が確保されるよう居住及び都市機能の誘導を図る。

④黒部市地域公共交通計画※（令和６年３月）

〈第５章　地域公共交通計画〉

〇基本方針２：まちづくりや観光と共創する公共交通

あいの風とやま鉄道黒部駅のバリアフリー化を含めた西側出口等の利便性向上施設の整備推進をはじめ、まちの中心となる駅施設の整備や駅周辺の整備事業を推進するとともに、中心市街地において電動小型カートなどの地域住民の生活に密着したきめ細かな移動手段を確保することにより、新たな移動需要を創出し、誰もが出かけやすい、出かけて楽しいまちづくりを推進します。

⑤第４次黒部市地域福祉計画（令和６年３月）

〈第３章　基本理念と施策体制〉

世代や分野を超えて分野横断的に、市民一人ひとりの暮らしと生きがいをつくること、そして地域で暮らす人々が、それぞれの立場で支え合う地域共生社会の実現を目指します。

第3章　重点整備地区等の設定

３-１.重点整備地区等の設定要件

３-１-１.重点整備地区の設定要件

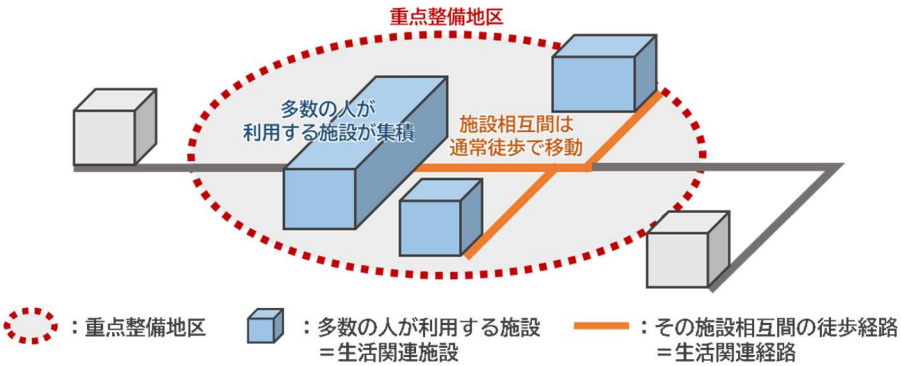
（１）バリアフリー法における位置付け

バリアフリー法において、重点整備地区の要件は以下のように定義されています。

	定義
要件１	生活関連施設（高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
要件２	生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設について移動等円滑化※のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
要件３	当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

（２）バリアフリー基本構想に関するガイドラインにおける位置付け及び考え方

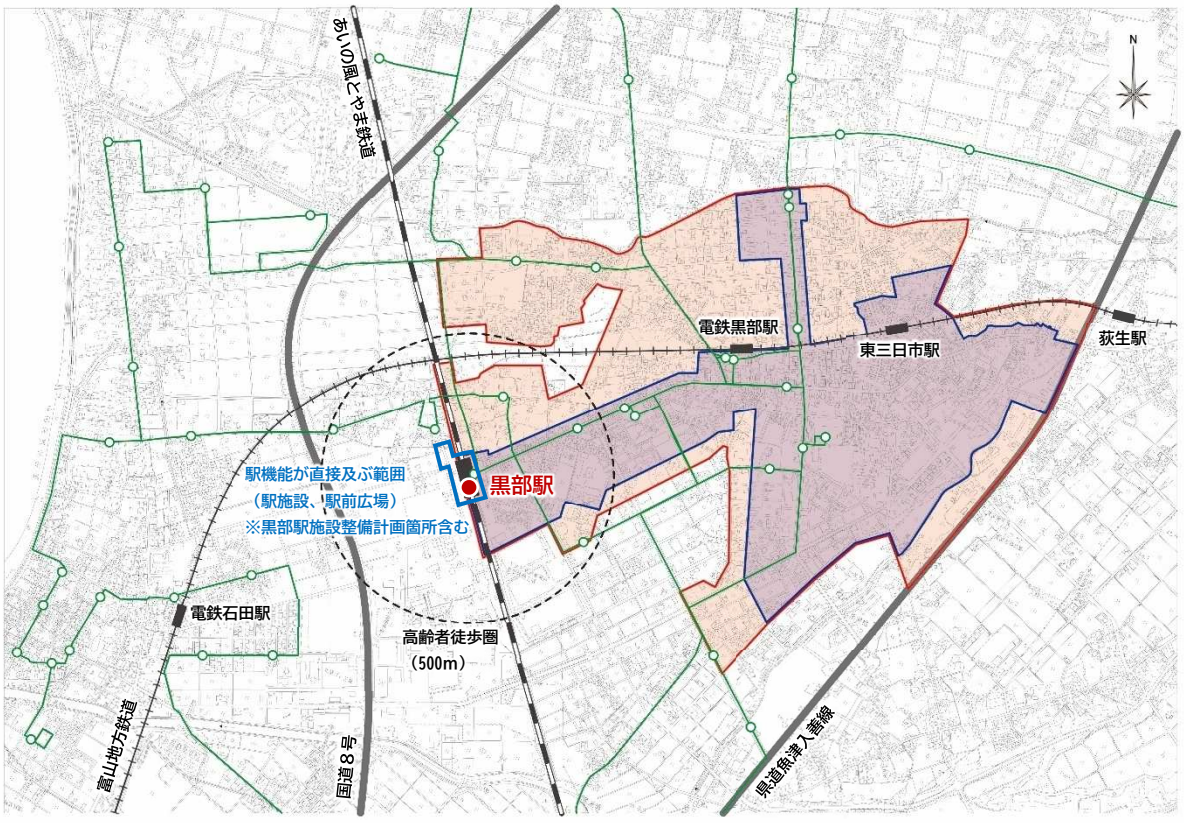
バリアフリー法で定義される重点整備地区の要件と、移動等円滑化の促進に係る基本方針における重点整備地区の境界の設定等については、以下のように解説されています。

	位置付け及び考え方
要件１ 解説	**生活関連施設があり、かつ、それらの移動が通常徒歩で行われる地区**
	基本方針では、原則として生活関連施設がおおむね３以上あることとしている。また、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区としている。 <重点整備地区のイメージ> 
要件２ 解説	**生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区**
	重点整備地区は、その趣旨から、バリアフリー化事業が重点的・一体的に実施される地区であることが求められる。基本方針では、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況や、これらの将来の方向性のほか、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化事業が特に必要な地区であることを求めている。
要件３ 解説	**バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で、有効かつ適切な地区**
	基本方針では、ここでの都市機能として、高齢者、障がい者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能等を掲げています。各種バリアフリー化事業の重点的な実施が、このような様々な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であることが求められます。
留意事項	**境界の設定等**
	重点整備地区の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定めることが必要です。

（３）本基本構想における重点整備地区の設定要件

本基本構想では、バリアフリー法及びガイドライン等を踏まえ、市の概況や上位関連計画との整合を考慮し、以下の条件を満たす地区を重点整備地区として設定します。なお、地区境界の設定に当たっては、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定めることとします。

本基本構想における重点整備地区の設定要件
●立地適正化計画において定める居住誘導区域※内であること ・　居住誘導区域内であれば、相当数の高齢者や障がい者等が利用する施設が集積している、又は、今後集積する可能性が高いと想定されます。
●駅機能が直接及ぶ範囲であること（駅施設、駅前広場） ・　現在、駅における課題解決のため黒部駅施設整備に関する計画が進められています。このような事業と一体的にバリアフリー化事業を行うことが都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると考えられます。
●黒部駅を中心とした高齢者徒歩圏（500m圏）内であること ・　黒部駅は市の交通拠点であるため、特にバリアフリー化が必要な施設です。 ・　高齢者徒歩圏とは、一般的な高齢者の徒歩で移動できる範囲を示しており、施設相互間の移動が通常徒歩で行われる可能性が高いと考えられます。



〈凡例〉

：居住誘導区域　　：バス停

：都市機能誘導区域※　　：バス運行ルート

３-１-２.生活関連施設の設定要件

（１）バリアフリー法における生活関連施設の定義

バリアフリー法において、生活関連施設の要件は以下のように定義されています。

定義
高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。

（２）バリアフリー基本構想に関するガイドラインにおける位置付け及び考え方

バリアフリー法で定義される生活関連施設の要件は、以下のように解説されています。

位置付け及び考え方
相当数の高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等、多様な施設を位置付けることを想定している。 〈選定の考え方〉 ・常に多数の人が利用する施設を選定する ・高齢者、障がい者等の利用が多い施設を選定する

（３）本基本構想における生活関連施設の設定要件

本基本構想では、バリアフリー法及びガイドライン等を踏まえ、市の概況や上位関連計画との整合を考慮し、以下の条件を満たす施設を優先的に生活関連施設として設定します。

本基本構想における生活関連施設の設定要件
●バリアフリー法上の特定旅客施設等 ・ 法で定められる、特にバリアフリー化が必要と考えられる施設の総称です。以下の施設が該当します。 特定旅客施設※／特定路外駐車場※／特定公園施設※（都市公園※のうち、街区公園※の対象利用者は街区内の居住者であるため、近隣公園※以上の規模に限る）／特定建築物※（特に多数の人の利用が見込まれ、建築基準法においては移動等円滑化基準※が適合義務となる、2,000㎡以上の特別特定建築物※に限る）
●不特定多数の利用が見込まれる施設 ・ 建築物の場合は、建築基準法における特殊建築物※で、不特定多数（所属を問わず、誰しも）が利用する施設として定義される建築物のことを指します。 ・ 建築物以外の場合は、不特定多数（所属を問わず、誰しも）の利用が想定される施設のことを指します。
●バリアフリー基本構想に関するガイドラインにおいて定義される施設 ・ 高齢者や障がい者等が多く居住する、または利用が多い施設を指します。以下の施設が該当します。 老人ホーム／障がい者支援施設／福祉サービス施設／老人福祉センター／地域活動支援センター　など

３-１-３.生活関連経路の設定要件

（１）バリアフリー法における生活関連経路の定義

バリアフリー法において、生活関連施設の要件は以下のように定義されています。

定義
生活関連施設相互間の経路をいう。

（２）バリアフリー基本構想に関するガイドラインにおける位置付け及び考え方

バリアフリー法で定義される生活関連施設の要件は、以下のように解説されています。

位置付け及び考え方
生活関連施設相互間の経路であり、生活関連施設へのアクセス動線や地区の回遊性等に配慮する必要がある。 〈選定の考え方〉 ・より多くの人が利用する経路を選定する ・生活関連施設相互のネットワークを確保する

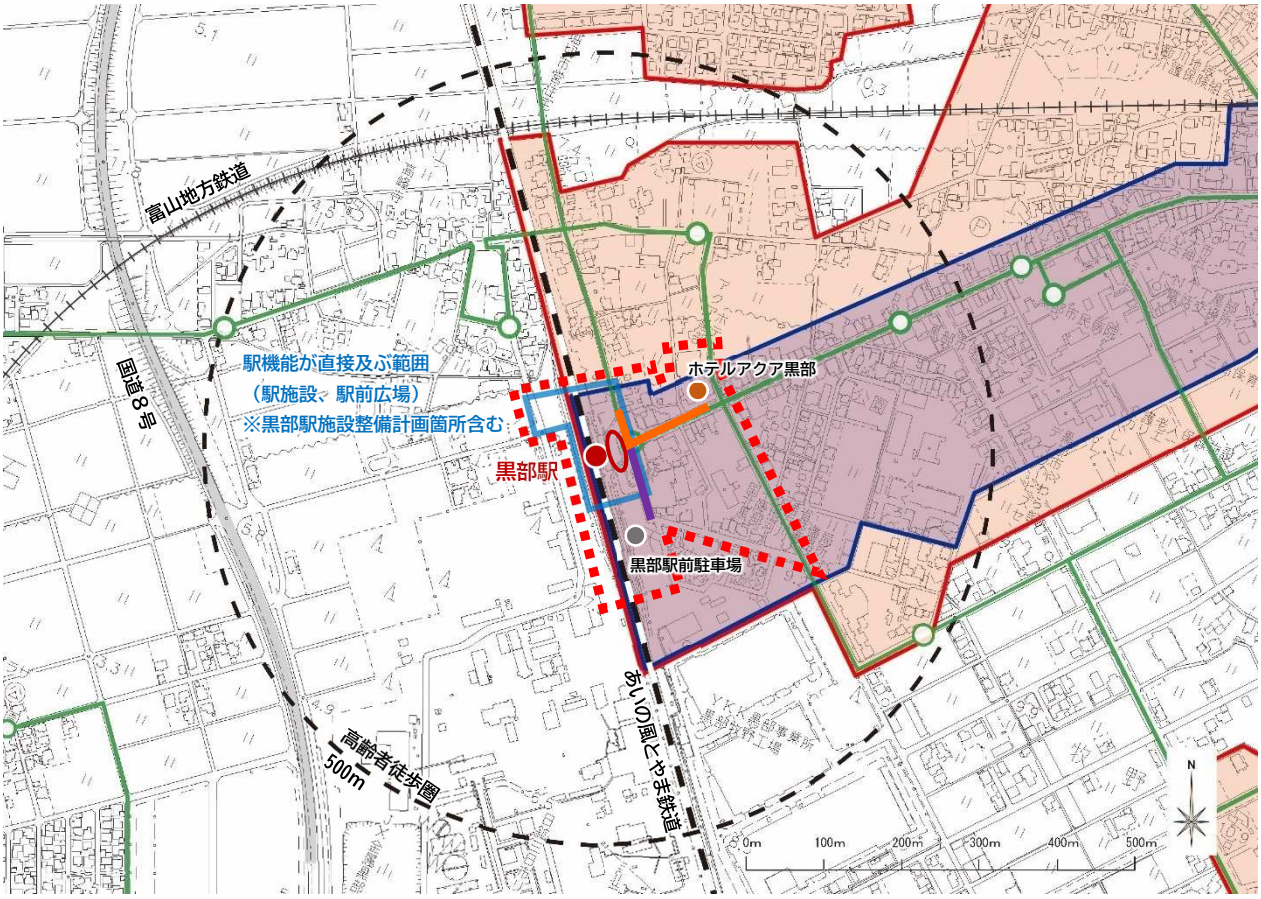
（３）本基本構想における生活関連経路の設定要件

本基本構想では、バリアフリー法及びガイドライン等を踏まえ、市の概況や上位関連計画との整合を考慮し、以下の条件を満たす経路を生活関連経路として設定します。

本基本構想における生活関連経路の設定要件
●生活関連施設相互間の経路 ・　生活関連施設へのアクセス動線や地区の回遊性等に配慮し、より多くの人の利用が想定される経路を設定します。

３-２.重点整備地区等の設定

前述の設定要件を踏まえて、本基本構想における重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路を以下のとおり設定します。



〈凡例〉

：重点整備地区（Ａ≒５ｈａ）

生活関連施設

- ：旅客施設（黒部駅）
- ：宿泊施設（ホテルアクア黒部）
- ：その他施設（黒部駅前駐車場）

生活関連経路

- ：駅前広場（東側）
- ：県道石田前沢線
- ：市道天神新２号線

- ：居住誘導区域
- ：都市機能誘導区域
- ：バス停
- ：バス運行ルート

〈本基本構想における生活関連施設及び生活関連経路〉

区分	施設名称	施設管理者等
生活関連施設	黒部駅	あいの風とやま鉄道
	ホテルアクア黒部	(株)ホテルアクア黒部
	黒部駅前駐車場	(株)ホテルアクア黒部
生活関連経路	駅前広場（東側）	黒部市
	県道石田前沢線	富山県
	市道天神新２号線	黒部市

第4章　重点整備地区におけるバリアフリー化の現状と課題

重点整備地区におけるバリアフリー化の現状を確認するために、まち歩き点検を実施して、黒部駅西側出口整備等利便性向上基本構想推進協議会（以下、推進協議会という。）においてバリアフリー化の課題について協議しました。

4-1.まち歩き点検の目的・概要

実施日	令和６年 11 月５日（火）
出席者	17 名
目的	生活関連施設や生活関連経路を実際に点検することで、バリアフリー化の現状を確認して、現状における課題を明確にするとともに、高齢者、障がい者団体や施設管理者などによる問題点の共有を図る。
概要	黒部駅駅舎及び駅前広場を実際に点検、現状の課題を確認・共有した。



黒部駅 駅舎



黒部駅 駅舎



黒部駅 駅前広場



黒部駅 駅前広場



黒部駅 駅前広場



意見交換

4-2.バリアフリー化の課題

高齢者や障がい者等が利用する主な施設及び経路のバリアフリー化の現状について、まち歩き点検及び推進協議会における意見を踏まえた、バリアフリー化の課題は以下のとおりです。

分野	区分	主な課題	該当箇所
生活関連施設 ・黒部駅 ・黒部駅前駐車場 ・ホテルアクア黒部	移動経路 （施設内・構内）	・出入口の建具が開閉しにくい構造である	黒部駅
		・階段の段の境目が明示されておらず、踏み外すおそれがある	黒部駅
		・エレベーターが無い	黒部駅
		・視覚障がい者誘導用ブロック※が無い箇所がある	各施設共通
		・西側から黒部駅へアクセスできない	黒部駅
	案内・情報提供	・標識（ピクトグラム）が無い	黒部駅
		・触知案内図等、障がい者、高齢者等に配慮した案内設備が無い箇所がある	各施設共通
	トイレ	・バリアフリートイレ※が無い	黒部駅
	自動車駐車場	・障がい者用駐車施設が無い	黒部駅前駐車場



出入口の建具が開閉しにくい



階段の段の境目が明示されていない



エレベーターが無い



バリアフリートイレがない

分野	区分	主な課題	該当箇所
生活関連経路 ・駅前広場（東側） ・県道石田前沢線、 ・市道天神新２号線	動線 （歩道等）	・移動経路に段差がある	横断歩道
		・視覚障がい者誘導用ブロックが無い箇所や破損している箇所がある	歩道、 駅前広場 （東側）
	自動車駐車場	・障がい者用駐車施設が無い	駅前広場 （東側）
		・障がい者用停車施設が無い	駅前広場 （東側）
	旅客特定車両停留施設 （バス・タクシー乗り場）	・視覚障がい者の停留所への誤侵入を防ぐ視覚障がい者誘導用ブロックが無い	駅前広場 （東側）
		・触知案内図等、障がい者、高齢者等に配慮した案内設備が無い箇所がある	駅前広場 （東側）
		・バス停付近にベンチが無い	駅前広場 （東側）
市民意識	ソフト事業	・高齢者、障がい者等への理解不足	―
		・交通マナーや施設利用マナーの欠如	―



移動経路に段差がある



視覚障がい者誘導用ブロックが無い



障がい者用駐車施設が無い



バス停付近にベンチが無い

第5章　移動等円滑化に関する基本的な方針

課題を踏まえ、黒部駅周辺の安全・安心・快適なまちづくりを推進するため、以下の基本方針を設定し、バリアフリー化に取り組みます。

５-１.基本方針

基本方針１：生活関連施設の利便性向上

黒部駅は市の主要な交通結節点の一つであり、多くの市民が利用する施設です。誰もが安全・安心・快適に利用できるよう、施設のバリアフリー化を推進します。また、駅西側出口を整備し、黒部駅の東西をバリアフリーの通路で接続することで、黒部駅などの生活関連施設の利便性向上を図ります。

基本方針２：安全・安心・快適な歩行空間の形成

施設だけでなく施設間の歩行空間についても、誰もが安全・安心・快適に移動できるよう、バリアフリー化を図る必要があります。また、駅西側広場を整備することで、黒部駅西側についてもバリアフリーの歩行空間を形成します。

基本方針３：心のバリアフリーの推進

高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするためには、施設整備（ハード面）だけでなく、高齢者、障がい者等の特性を理解し支え合うという「心のバリアフリー」（ソフト面）が重要です。情報提供や教育啓発活動等によるソフト面のバリアフリー化を図り、互いに尊重し支え合うまちを目指します。

第6章　実施すべき特定事業及びその他の事業

6-1.特定事業について

特定事業とは、バリアフリー法第二条で定める７つの事業（公共交通、道路、路外駐車場、都市公園、建築物、交通安全、教育啓発）を指します。バリアフリー法に基づいて策定する基本構想において「特定事業」として定めた場合、その特定事業を実施すべき事業者に、特定事業計画の作成とこれに基づく事業の実施が義務付けられます。

〈特定事業一覧〉

■公共交通特定事業
- 特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーター、トイレなど）の整備に関する事業
- 上記事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業
- 鉄道、バスなどの車両におけるバリアフリー整備（車両の低床化など）に関する事業

■道路特定事業
- 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通路経路の案内標識など）の設置に関する事業
- バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、段差の解消等）に関する事業

■路外駐車場特定事業
- 特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設など）の整備に関する事業

■都市公園特定事業
- 都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業

■建築物特定事業
- 特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業
- 全部又は一部が生活関連経路である特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

■交通安全特定事業
- バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置（道路横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置など）に関する事業
- バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動など）のための事業

■教育啓発特定事業
- 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業
- 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業

出典：バリアフリー法第二条

６-２.本基本構想における特定事業及びその他の事業

本基本構想では、基本方針に基づいて、以下の特定事業及びその他の事業を実施します。

６-２-１.公共交通特定事業

<table>
<tr><td>対象施設</td><td colspan="2">黒部駅</td></tr>
<tr><td>事業実施主体</td><td colspan="2">黒部市／あいの風とやま鉄道（株）</td></tr>
<tr><td>事業箇所</td><td>事業内容</td><td>実施予定時期</td></tr>
<tr><td rowspan="5">移動経路
（施設内・構内）</td><td>・出入口の建具を開閉しやすい構造に改修</td><td rowspan="8">令和７年度～

※駅施設整備に向け、引き続き協議を行っていく</td></tr>
<tr><td>・階段の段の境目の視認性向上のための改修</td></tr>
<tr><td>・高齢者、障がい者等に配慮したエレベーターの整備</td></tr>
<tr><td>・視覚障がい者誘導用ブロックの整備、充実</td></tr>
<tr><td>・黒部駅西側出口の整備</td></tr>
<tr><td rowspan="2">案内・情報提供</td><td>・標識（ピクトグラム）の充実</td></tr>
<tr><td>・触知案内図やサイネージ等、
障がい者、高齢者等に配慮した案内設備の整備</td></tr>
<tr><td>トイレ</td><td>・バリアフリートイレの整備</td></tr>
<tr><td colspan="3">事業の実施に際し配慮するべき重要事項</td></tr>
<tr><td colspan="3">・整備に当たっては多額の費用を要するため、国の補助事業等の活用が不可欠である。</td></tr>
</table>

〈整備イメージ〉



高齢者、障がい者等に配慮したエレベーター



バリアフリートイレ

６-２-２.その他の事業（駅前広場（東側・西側））

<table>
<tr><td>対象施設</td><td colspan="2">黒部駅 駅前広場（東側・西側）</td></tr>
<tr><td>事業実施主体</td><td colspan="2">黒部市</td></tr>
<tr><td>事業箇所</td><td>事業内容</td><td>実施予定時期</td></tr>
<tr><td rowspan="3">動線
（歩道等）</td><td>・移動経路の段差解消のための改修</td><td rowspan="9">令和７年度～

※駅施設整備と併せて、実施に向けて協議を行っていく</td></tr>
<tr><td>・視覚障がい者誘導用ブロックの整備、充実</td></tr>
<tr><td>・駅前広場（西側）の整備</td></tr>
<tr><td rowspan="3">自動車駐車場</td><td>・障がい者用駐車施設の整備</td></tr>
<tr><td>・障がい者用停車施設の整備</td></tr>
<tr><td>・障がい者用駐車施設・障がい者用停車施設の上に屋根を整備</td></tr>
<tr><td rowspan="3">旅客特定車両
停留施設
（バス及びタクシー乗り場）</td><td>・視覚障がい者の停留所への誤侵入を防ぐ視覚障がい者誘導用ブロックの整備</td></tr>
<tr><td>・触知案内図等、障がい者、高齢者等に配慮した案内設備の整備</td></tr>
<tr><td>・バス停付近にベンチを整備</td></tr>
<tr><td colspan="3">事業の実施に際し配慮するべき重要事項</td></tr>
<tr><td colspan="3">・新たに整備する駅前広場（西側）についても、移動等円滑化基準に適合した整備内容とする必要がある。</td></tr>
</table>

〈整備イメージ〉



障がい者用駐車施設



バス停付近にベンチを整備

６-２-３.道路特定事業

<table>
<tr><td>対象施設</td><td colspan="2">県道石田前沢線</td></tr>
<tr><td>事業実施主体</td><td colspan="2">富山県／黒部市</td></tr>
<tr><td>事業箇所</td><td>事業内容</td><td>実施予定時期</td></tr>
<tr><td rowspan="2">動線
（歩道等）</td><td>・移動経路の段差解消のための改修</td><td rowspan="2">令和７年度～

※駅施設整備と併せて、実施に向けて協議を行っていく</td></tr>
<tr><td>・視覚障がい者誘導用ブロックの整備、充実</td></tr>
<tr><td colspan="3">事業の実施に際し配慮するべき重要事項</td></tr>
<tr><td colspan="3">・管理境界部分においても誘導ブロックが連続するよう、関係する施設管理者間における調整が重要である。</td></tr>
</table>

〈整備イメージ〉



移動経路の段差解消



視覚障がい者誘導用ブロック

６-２-４.教育啓発特定事業

事業実施主体	黒部市	
事業対象	**事業内容**	**実施予定時期**
全市民	・市民等が障がいのある人への理解を深めることを目的とした事業（理解促進研修・福祉体験教室等）	令和７年度～（継続実施）
事業の実施に際し配慮するべき重要事項		
・児童に対して啓発を行う際には、教職員への負担軽減のために配慮が必要である。		

〈事業実施の様子〉



理解促進研修



福祉体験教室

６-３.その他移動等円滑化のために必要な事項

実施に向けて調整や検討を要するため、具体化されていない事業については、長期的な展望に立ち、関係機関等と協議の上、順次、事業化を検討します。

第7章　基本構想の推進及び進捗管理

7-1.基本構想の推進及び進捗管理を行う体制の構築

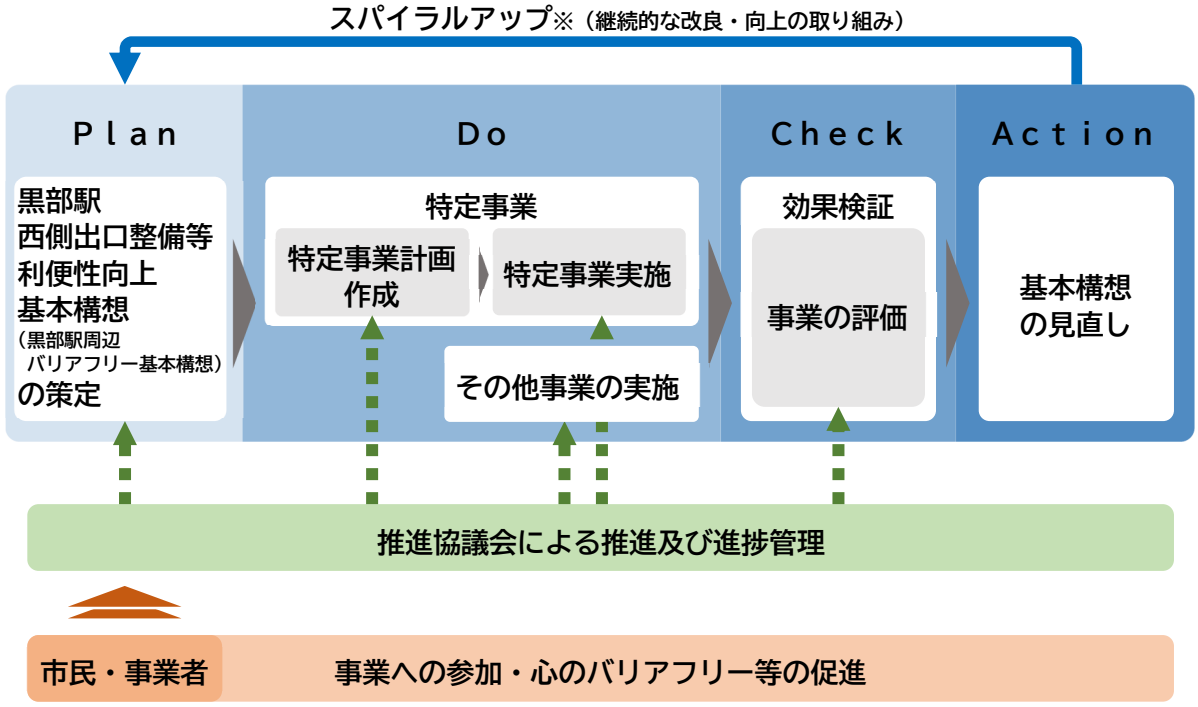
基本構想策定後から、特定事業計画作成及び事業実施・完了、供用開始後の効果検証までの期間にわたって、基本構想を推進及び進捗管理を行う体制の構築が必要となります。

本基本構想では、本基本構想策定の際に設置した「黒部駅西側出口整備等利便性向上基本構想推進協議会」を、推進及び進捗管理を担う中心的な組織として位置付けます。

7-2.段階的な改善に向けた継続的取組

時代背景や利用者ニーズ等に則したより良い計画となるよう、ＰＤＣＡサイクル※による継続的な取組を行います。具体的には、協議会において事業の進捗状況等を確認するとともに、おおむね５年以内を目途に事業の効果検証を行うよう努め、必要に応じて本基本構想を見直すこととします。

〈ＰＤＣＡサイクルによる推進及び進捗管理イメージ〉



用語解説

あ行

移動等円滑化
（関連ページ：p.13）

高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。

移動等円滑化基準
（関連ページ：p.16）

バリアフリー法に基づき、移動及び施設の利用を円滑にするために必要な構造や設備に関して国が定めたもので、「公共交通移動等円滑化基準」、「道路移動等円滑化基準」、「都市公園移動等円滑化基準」、「建築物移動等円滑化基準」などがある。

移動等円滑化の促進に関する基本方針
（関連ページ：p.１）

移動等円滑化の実現に向け、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三条第一項の規定に基づき、国、地方公共団体、高齢者、障がい者等、施設設置管理者その他の関係者が互いに連携・協力しつつ移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な方針として定めるもの。

か行

街区公園
（関連ページ：p.16）

もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置するもの。

居住誘導区域
（関連ページ：p.15）

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域である。立地適正化計画において区域設定がされる。

近隣公園
（関連ページ：p.16）

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積２ha を標準として配置するもの。

黒部市障がい者計画（令和３年３月）
（関連ページ：p.１）

市町村の障がい者施策全般について、基本的な方向性や取り組むべき施策を示した基本計画である。

黒部市高齢者福祉計画
（令和６年３月）
（関連ページ：p. 1）

高齢者の心身の健康の保持と生活の安定などを図ることを目的に市町村が策定するもの。

黒部市地域公共交通計画
（令和６年３月）
（関連ページ：p. 2）

国が定める「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針」に基づき、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすもの。

黒部市都市計画マスタープラン
（平成 22 年３月）
（関連ページ：p. 1）

住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めるもの。

黒部市立地適正化計画
（令和６年３月）
（関連ページ：p. 2）

都市全体の観点から、居住機能、医療、福祉、商業等の都市機能の配置のほか、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランであり、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携による「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すための計画である。

高齢者、障がい者等の移動等の
円滑化の促進に関する法律
（関連ページ：p. 1）

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称「バリアフリー法」）とは、高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称「ハートビル法」）と「高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称「交通バリアフリー法」）が一体化されたものである。高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的としており、本法律に基づき、ハード・ソフト施策の充実や、高齢者・障がい者等を含む全ての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指している。

心のバリアフリー
（関連ページ：p. 1）

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうこと。

さ行

視覚障がい者誘導用ブロック
（関連ページ：p.20）

視覚に障害のある人が杖や足の裏の触感覚でその存在やおおまかな形状を確認できるような突起をつけたブロックのことで、一般的に点字ブロックとも呼ばれる。危険箇所や誘導対象施設などの位置を示すための「点状ブロック」と、行き先を誘導するための「線状ブロック」がある。また、鉄道駅においては、ホーム側と線路側を判別できるような「内方線付き点状ブロック」がある。

スパイラルアップ
（関連ページ：p.28）

物事に取り組むに当たって、事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、当事者が積極的に参加しながら、段階的かつ継続的な改善を進めること。

た行

第２次黒部市総合振興計画後期基本計画（令和５年３月）
（関連ページ：p.２）

黒部市が目指すべき将来の姿や中長期的な基本方向を示し、これを実現していくための最上位に位置付けられる計画である。

第４次黒部市地域福祉計画（令和６年３月）
（関連ページ：p.１）

地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするもの。

特殊建築物
（関連ページ：p.16）

不特定多数の者が利用する用途や、火災の危険性等が高い建築物のこと。建築基準法において、「学校（専修学校及び各種学校を含む）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。」と定義される。

特定建築物
（関連ページ：p.16）

学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むもの。

特定公園施設
（関連ページ：p.16）

移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設であり、公園施設のうち以下のものをいう。
（屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識、都市公園の出入口と前述の特定公園施設またはその他国土交通省令で定める主要な公園施設との間の経路及び駐車場と屋根付広場等との間の経路を構成する園路及び広場）

特定旅客施設
（関連ページ：p.16）

以下いずれかに該当する旅客施設をいう。
- 当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用者の人数が5,000人以上であること。
- 当該旅客施設を利用する高齢者又は障がい者の人数が相当数いること。
- 当該旅客施設の周辺施設の立地状況及び周辺における移動等円滑化の状況からみて、当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

特定路外駐車場
（関連ページ：p.16）

建築物でなく、他の施設に附属していない路外駐車場であって、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの。

特別特定建築物
（関連ページ：p.16）

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの。

都市機能誘導区域
（関連ページ：p.15）

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域である。立地適正化計画において区域設定がされる。

都市公園
（関連ページ：p.16）

地方公共団体又は国が設置する都市公園法に定められた公園又は緑地。

な行

―

は行

バリアフリー
（関連ページ：p.１）

高齢者・障がい者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去する考え方である。

バリアフリー基本構想
（関連ページ：p.１）

バリアフリー法に基づき、旅客施設を中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために作成するもの。

バリアフリートイレ
（関連ページ：p.20）

高齢者、障がい者等（車椅子使用者、発達障がいなど同伴が必要な人、乳幼児連れの人及び人工肛門等保有者等）を対象としたトイレの総称。

ＰＤＣＡサイクル
（関連ページ：p.28）

「計画をたて（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）に基づいて改善（Action）を行う」という工程を継続的に繰り返す仕組み（考え方）のこと。

ま行

－

や行

－

ら行

－

わ行

－